

# 令和8年度 南三陸町放課後児童クラブ利用 申請案内

南三陸町放課後児童クラブは、町内小学校に在籍する児童であって、保護者及び同居の家族が以下のいずれかに該当するため（保育の必要な事由）、放課後に家庭で適切な保護を受けることのできない児童を対象としています。

また、各地区とも新1年生から6年生までの児童が4月1日から利用することができます。

なお、利用を希望される方が利用定員を超えた場合は、低学年の児童を優先して利用調整をさせていただきます。

## 1 対象児童

クラブ名	定員	対象児童	所在地
志津川地区放課後児童 クラブ	40名	志津川小学校在籍児童 入谷小学校在籍児童	南三陸町志津川字城場 75 番地2 (志津川小学校校舎内)
歌津地区放課後児童 クラブ	40名	伊里前小学校在籍児童 名足小学校在籍児童	南三陸町歌津字伊里前 137 番地1 (歌津中学校そば)
戸倉地区放課後児童 クラブ	20名	戸倉小学校在籍児童	南三陸町戸倉字宇津野 50 番地10 (戸倉子育て支援センター併設)

## 2 保育の必要な事由

- ◇保護者又は同居の家族が就労、就学又は機能訓練をしている。
- ◇児童を保護できない程度の疾病又は心身障害を有している。
- ◇家族等の看護又は付き添いをしている。
- ◇その他町長が適当と認める事由がある。

## 3 利用時間(各地区共通)

	利用時間
月曜日から金曜日までの平日	下校時から午後6時30分まで
土曜日及び学校休業日等	午前7時30分から午後6時30分まで

※土曜日は保護者又は同居の家族のどちらも就労している児童を対象としています。

※利用する際は毎月末に土曜保育確認書の提出をお願いしております。

※土曜日の保育は志津川地区放課後児童クラブにて集約保育となります。

## 4 休業日

- ◇日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ◇その他として、町長が特に必要と認めた日

## 5 利用料金

- ◇児童1人につき月額5,000円
- ◇2人目以降の児童の利用料は月額2,500円

## 6 申請書類配布について

- ◇利用申請書配布開始  
令和7年10月28日（火）
- ◇配布場所  
南三陸町保健福祉課子育て支援係 歌津総合支所  
志津川地区放課後児童クラブ 戸倉地区放課後児童クラブ  
歌津地区放課後児童クラブ

## 7 利用申請受付日時及び受付場所

- ◇利用申請受付日時  
令和7年11月19日（水）  
午前9時00分～午後6時30分
- ◇受付場所  
総合ケアセンター南三陸 2階 地域子育て支援センター前ホール

## 8 留意事項

- ◇受付日前の受付は行いません。
- ① 利用できる児童は申請書等（書類）を基に決定します。先着順ではありません。
- ② 就労証明書、自営業に従事している方は所得確定申告書（写）の添付してください。（令和7年10月1日より就労証明書の様式が変更になります）
- ③ 申請が利用定員を超えた場合は、低学年の児童の利用を優先して利用調整を行います。
- ④ 年度途中からの利用を希望される場合は、利用開始希望日1か月前までに地域子育て支援センターへ連絡してください。（春休みなどの長期休業期間のみの利用を希望される方も同じです。）

### 【問い合わせ】

南三陸町保健福祉課子育て支援係  
電話：0226-46-1402  
南三陸町地域子育て支援センター  
電話：0226-46-3042（直通）